

事 務 連 絡  
令和5年10月19日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その58）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号）等により、令和4年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添1)

医科診療報酬点数表関係

【人格検査】

問1 区分番号「D284」人格検査「2」操作が複雑なものについて、MMPI-3は含まれるか。

(答) 含まれる。

医科診療報酬点数表関係 (D P C)

【D P C】

問1 地域医療支援病院であって、紹介受診重点医療機関として公表された病院において、医療機関別係数は区分番号「A204」地域医療支援病院入院診療加算及び区分番号「A204-3」紹介受診重点医療機関入院診療加算に係る機能評価係数Iを合算して計算するのか。

(答) 両方の機能評価係数Iを合算することはできない。どちらか一方を機能評価係数Iに合算すること。